

別表（はたけまるごと活用産地形成事業実施要領第3及び第9関係）

事業実施計画の内容	事業実施主体	認定要件	事業実施計画の重要な変更
<p>はたけまるごと活用産地計画に基づいて実施される、生産販売及び施設・機械等の整備事業について、事業実施主体ごとに申請年度分の計画を記載したもの。</p>	<p>・産地計画を策定し、知事の認定を受けているグループの構成員<sup>※1</sup>で、下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 農業法人<sup>※2</sup></p> <p>(2) その他営農集団（3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）</p> <p>(3) 農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合</p> <p>(4) 全国農業協同組合連合会宮城県本部</p> <p>(5) 上記に掲げるもののほか、産地計画を達成するために、知事が適当と認めた小売、食品製造、流通等に関わる事業を営む中小企業者<sup>※3</sup></p>	<p>・事業実施計画が産地計画に基づく内容であること。</p> <p>・事業実施主体の経営状態が、本事業の遂行上、支障が無いと認められること。</p>	<p>・補助対象経費の30%を超える事業費の増減</p> <p>・事業実施主体の変更</p> <p>・導入する機器や施設の能力又は構造等の変更（事業量の20%を超える増減）</p>

※1 宮城県内に本店（主たる営業所）を有する者に限る。

※2 この事業において「農業法人」とは、事業として農業を営み、かつ農地所有適格法人の要件を満たす、株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人をいう。

※3 この事業において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する中小企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業